

佐監公示第14-1号
令和7年1月30日

令和6、7、8年度艦船搭載機器等の佐世保第2ドライドック入きよを伴う検査・修理及び入きよを伴わない検査・修理並びに佐世保地区専門業者工事等による検査・修理の契約希望者募集要項の一部変更

令和6、7、8年度艦船搭載機器等の佐世保第2ドライドック入きよを伴う検査・修理及び入きよを伴わない検査・修理並びに佐世保地区専門業者工事等による検査・修理の契約希望者募集要項（佐監公示第14号。令和5年12月11日）について、下記のとおり変更します。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

記

関連文書別紙第1の表中に、以下を追加する。

2 佐世保地区専門業者工事

番号	対象機器等	区分		
		定検・年検	検査・修理	改造・改修
M-37	6NMU型非磁性機関	○	○	○
M-38	S6Y型非磁性機関	○	○	○
M-39	S4Y型非磁性機関	○	○	○

佐監公示第14号
令和5年12月11日
一部変更 佐監公示第14-1号
令和7年1月30日

令和6、7、8年度艦船搭載機器等の佐世保第2ドライドック入きよを伴う検査・修理及び入きよを伴わない検査・修理並びに佐世保地区専門業者工事等による検査・修理の契約希望者募集要項（公募）

令和6、7、8年度艦船搭載機器等の佐世保第2ドライドック入きよを伴う検査・修理及び入きよを伴わない検査・修理並びに佐世保地区専門業者工事等による検査・修理の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

（連名公募実施者）
契約担当官
下関基地隊本部経理科長
沖縄基地隊本部経理科長

記

1 調達品目

艦船搭載機器等の佐世保第2ドライドック入きよを伴う検査・修理及び入きよを伴わない検査・修理並びに佐世保地区専門業者工事等による検査・修理
なお、対象となる艦船搭載機器等は、別紙第1のとおり。

2 調達予定時期

令和6年度～8年度

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
- (5) 令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提供等」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者
- (6) 当該機器等の検査・修理等に必要な次の要件を有するか、契約締結時までには有することができる者
 - ア 別紙第1に記載する艦船搭載機器等の検査・修理能力を有し、不具合発生時に迅速かつ、継続的に対応可能であること。
 - イ 当該機器等の検査・修理等に必要な次の設備等を有すること。
 - (ア) 計測器、試験装置及び専用治工具類
 - (イ) 陸揚げ時、対象とする機器の整備に必要な十分な作業用工場
 - (ウ) 所要の貸付品、寄託品及び官給品保管倉庫
 - (エ) 自衛艦工作基準等に基づく工作ができること。
 - ウ 当該機器等の検査・修理等に関し、必要な次の体制を有すること。
 - (ア) 当該機器等の製造会社とのライセンス、技術援助協定等の技術的な連携
 - (イ) 造船所工事等、工事の実施に際して造船所及び関連会社との連携が必要な場合は、十分な連携体制
 - (ウ) 当該機器等の検査・修理等に対応した能力を有する所要の技術者の確保
 - (エ) 当該機器等に対応した防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力
 - (オ) 労働法規に適合した安全管理体制
 - (カ) 安全管理及び工程管理に係る担当者
- (7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (8) 当該役務の一部を第三者に委託する場合は、委託させる業務内容に応じて、本項第6号のうち必要な条件を満たすこと。

4 参加表明

応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び本項第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに

内部統制システム整備状況の概要)

(3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第7号を証する書類

5 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一の技術資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって換えることができる。

ア 過去5年間における最新の同等又は類似の検査・修理実績（実績がない場合は省略可）

イ 第3項に規定する設備及び体制等を証明できる資料

(ア) 設備器材

- ・ 工場配置図（面積、専用治工具、専用試験設備、汎用試験設備等）
- ・ 資材倉庫配置図（官給品等保管用床面積、高さ、防犯設備等）

(イ) 検査・修理体制

- ・ 技術連携等（製造会社との連携の有無及び造船所等関係会社との連携）
- ・ 人員構成（管理部門、技術部門の職制及び人員規模、経験年数等）
- ・ 品質管理体制（防衛省規格等の適用状況）
- ・ 安全管理体制（安全に関する管理体制）
- ・ 要員養成（技術者の教育訓練等）

(ウ) 技術能力

- ・ 一般的技術能力（同種の機器等に対する検査・修理受注実績等）
- ・ 特殊技術能力（受注希望機器等に対する特殊技術能力）

ウ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧

ただし、第3項第6号に規定する設備及び体制等のうち、委託業務に応じた下請業者の書類を添付する

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111 (内線3252)

(2) 提出期間

令和7年1月31日(金)～令和7年3月7日(金)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができます。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土、日及び祝日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。

- (2) 分任支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面により回答する。

- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負

担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

1 造船所等特殊工事

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドック入りきよ	入きよなし
H-1	外板（護衛艦） （区画の気密試験を含む。船底付座管を除く。）	○	○
H-2	船底付座管（護衛艦）	○	○
H-3	船殻強度構成部（護衛艦）	○	○
H-4	重量物支持部（護衛艦）	○	○
H-5	特に腐食しやすい部（護衛艦）	○	○
H-6	甲板開口（護衛艦）	○	○
H-7	揚錨、えい航、係留装置（護衛艦）	○	○
H-8	舵及び舵支材（護衛艦）	○	○
H-9	揚貨機（護衛艦）	○	○
H-10	特殊戸（護衛艦）	○	○
H-11	マスカ装置（護衛艦）	○	○
H-12	外板（補給艦） （区画の気密試験を含む。船底付座管を除く。）	○	○
H-13	船底付座管（補給艦）	○	○
H-14	船殻強度構成部（補給艦）	○	○
H-15	重量物支持部（補給艦）	○	○
H-16	特に腐食しやすい部（補給艦）	○	○
H-17	甲板開口（補給艦）	○	○
H-18	揚錨、えい航、係留装置（補給艦）	○	○
H-19	舵及び舵支材（補給艦）	○	○
H-20	揚貨機（補給艦）	○	○
H-21	特殊戸（補給艦）	○	○
H-22	マスカ装置（ましゅう型）	—	○
H-23	外板（多用途支援艦） （区画の気密試験を含む。船底付座管を除く。）	○	○
H-24	船底付座管（多用途支援艦）	○	○
H-25	船殻強度構成部（多用途支援艦）	○	○
H-26	重量物支持部（多用途支援艦）	○	○
H-27	特に腐食しやすい部（多用途支援艦）	○	○
H-28	甲板開口（多用途支援艦）	○	○
H-29	揚錨、えい航、係留装置（多用途支援艦）	○	○
H-30	舵及び舵支材（多用途支援艦）	○	○
H-31	揚貨機（多用途支援艦）	○	○

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドラフト入きよ	入きよなし
H-32	外板（木船の部）（区画の気密試験を含む。）	○	○
H-33	船殻強度構成部（木船の部）	○	○
H-34	重量物支持部（木船の部）	○	○
H-35	特に腐食しやすい部（木船の部）	○	○
H-36	甲板開口（木船の部）	○	○
H-37	揚錨、えい航、係留装置（木船の部）	○	○
H-38	外板（アルミ艇の部） （区画の気密試験を含む。船底付座管を除く。）	○	○
H-39	船底付座管（アルミ艇の部）	○	○
H-40	船殻強度構成部（アルミ艇の部）	○	○
H-41	重量物支持部（アルミ艇の部）	○	○
H-42	特に腐食しやすい部（アルミ艇の部）	○	○
H-43	甲板開口（アルミ艇の部）	○	○
H-44	揚錨、えい航、係留装置（アルミ艇の部）	○	○
H-45	揚貨機（アルミ艇の部）	○	○
H-46	外板（佐世保在籍以外の自衛艦） （区画の気密試験を含む。船底付座管を除く。）	○	○
H-47	船底付座管（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
H-48	船殻強度構成部（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
H-49	重量物支持部（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
H-50	特に腐食しやすい部（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
H-51	甲板開口（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
H-52	揚錨、えい航、係留装置（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
H-53	舵及び舵支材（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
H-54	揚貨機 （佐世保在籍以外の自衛艦。ただし、装備されていない自衛艦は除 く。）	○	○
H-55	（佐世保在籍以外の自衛艦。ただし、装備されていない自衛艦は除 く。）	○	○
H-56	（佐世保在籍以外の自衛艦。ただし、装備されていない自衛艦は除 く。）	○	○
H-57	共用油圧動力装置及び共用油圧供給関連機器	○	○
H-58	船殻強度構成部（FRP船の部）	○	○
H-59	重量物支持部（FRP船の部）	○	○
H-60	甲板開口（FRP船の部）	○	○
H-61	揚錨、えい航、係留装置（FRP船の部）	○	○

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドック入りよ	入きよなし
M-1	軸系及びプロペラ（支援船を除く。）	○	○
M-2	LM2500型ガスタービン機関	○	○
M-3	501-K34型ガスタービン機関	○	○
M-4	MG-D27A2701型減速装置	○	○
M-5	SM1C、SM1A、M1A、M7A型ガスタービン機関 NDG、NGG、NMG、NOG型減速装置	○	○
M-6	ガスタービン主機、ガスタービン補機（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
M-7	LM500型ガスタービン機関、MD型減速装置	○	○
M-8	ディーゼル主機、ディーゼル補機（護衛艦）	○	○
M-9	ディーゼル主機、ディーゼル補機（補給艦）	○	○
M-10	ディーゼル主機、ディーゼル補機（多用途支援艦）	○	○
M-11	ディーゼル主機、ディーゼル補機（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
M-12	ディーゼル補機（ミサイル艇）	○	○
M-13	推進補機（護衛艦）	○	○
M-14	推進補機（補給艦）	○	○
M-15	推進補機（掃海艦、掃海艇）	○	○
M-16	推進補機（多用途支援艦）	○	○
M-17	推進補機（ミサイル艇）	○	○
M-18	推進補機（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
M-19	補助ボイラ（護衛艦）	○	○
M-20	補助ボイラ（補給艦）	○	○
M-21	補助ボイラ （佐世保在籍以外の自衛艦。ただし、装備されていない自衛艦は除く。）	○	○
M-22	温水ボイラ（掃海艦、掃海艇）	○	○
M-23	温水ボイラ（多用途支援艦）	○	○
M-24	温水ボイラ（ミサイル艇）	○	○
M-25	温水ボイラ （佐世保在籍以外の自衛艦。ただし、装備されていない自衛艦は除く。）	○	○
M-26	造水装置（護衛艦）	○	○
M-27	造水装置（補給艦）	○	○
M-28	温水ボイラ （佐世保在籍以外の自衛艦。ただし、装備されていない自衛艦は除く。）	○	○
M-29	油清浄機（護衛艦）	○	○
M-30	油清浄機（補給艦）	○	○
M-31	油清浄機（多用途支援艦）	○	○
M-32	油清浄機 （佐世保在籍以外の自衛艦。ただし、装備されていない自衛艦は除く。）	○	○

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドライック入きよ	入きよなし
M-33	MT30型ガスタービン機関	○	○
M-34	NDG-700/2型減速装置	○	○
M-35	湯沸缶（護衛艦）	○	○
M-36	旋回式推進装置（支援船）	○	○

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドック入りきよ	入きよなし
E-1	配電盤、発電機等の移動を伴う工事（支援船を除く。）	○	○
E-2	主、非常及び停泊用発電機（護衛艦）	○	○
E-3	主発電機（補給艦）	○	○
E-4	主発電機（掃海艦）	○	○
E-5	主発電機（掃海艇）	○	○
E-6	主発電機（多用途支援艦）	○	○
E-7	主発電機（ミサイル艇）	○	○
E-8	主発電機（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
E-9	精密交流電動交流発電機（護衛艦）	○	○
E-10	精密交流電動交流発電機（補給艦）	○	○
E-11	精密交流電動交流発電機（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
E-12	静止形電力変換装置400Hz（こんごう、あたご型、まや型）	○	○
E-13	静止形電力変換装置400Hz（あさひ型）	○	○
E-14	静止形電力変換装置400Hz（もがみ型）	○	○
E-15	静止形電力変換装置400Hz（掃海艦）	○	○
E-16	静止形電力変換装置400Hz（掃海艇）	○	○
E-17	静止形電力変換装置400Hz（ミサイル艇）	○	○
E-18	静止形電力変換装置400Hz（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
E-19	静止形磁気掃海電源装置（ひらしま型）	○	○
E-20	静止形磁気掃海電源装置（掃海艦）	○	○
E-21	気中遮断器、自動・手動電源転換器（護衛艦）	○	○
E-22	気中遮断器、自動・手動電源転換器（佐世保在籍以外の自衛艦）	○	○
E-23	電気式舵制御装置	○	○
E-24	推進用電動装置（あさひ型）	○	○
E-25	推進用電動装置（まや型）	○	○
E-26	静止形自動電源転換器	○	○

注：1 中央公募で行う艦船の検査・修理等に係る公募の審査結果が合格である会社は、審査を経たものとみなす。

2 区分「検査・修理」とは、中間修理、臨時修理（いずれも、検査を必要とする場合を含む。）及び物品修理をいう。

3 対象機器等「佐世保在籍以外の自衛艦」とは、「たかなみ」型及び「いずも」型護衛艦、掃海母艦、輸送艦、輸送艇、練習艦、訓練支援艦、海洋観測艦、音響測定艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇を示す。

2 佐世保地区専門業者工事

番 号	対象機器等	区 分		
		定検・年検	検査・修理	改造・改修
M-37	6NMU型非磁性機関	○	○	○
M-38	S6Y型非磁性機関	○	○	○
M-39	S4Y型非磁性機関	○	○	○

注： 区分「検査・修理」とは、中間修理、臨時修理（いずれも、検査を必要とする場合を含む。）及び物品修理をいう。

番 号	対象機器等	区 分		
		定検・年検	#REF!	改造・改修
E-27	ひうち型多用途支援艦用統合艦橋システム	○	○	○
E-28	信号探照灯（20cm、30cm、40cm、60cm）	○	○	○
E-29	機関部（機械室）交話装置	○	○	○
E-30	艦橋コードレス電話装置	○	○	○
E-31	ITV装置（武器部所掌を除く。）	○	○	○
E-32	速力・回転信号標識遠隔操作装置	○	○	○
E-33	旋回式推進装置	○	○	○
E-34	M1A型ガスタービン発電装置（電気機器）	○	○	○
E-35	ひうち型多用途支援艦用機関自動監視記録装置	○	○	○
E-36	操縦レバー（艦船用）	○	○	○

注： 区分「検査・修理」とは、中間修理、臨時修理（いずれも、検査を必要とする場合を含む。）及び物品修理をいう。

3 造船所または市中等業者工事

(1) 船体の部

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドライック入きよ	入きよなし
船-1	護衛艦「むらさめ」型（船体の部）	○	○
船-2	護衛艦「あきづき」型（船体の部）	○	○
船-3	護衛艦「あさひ」型（船体の部）	○	○
船-4	護衛艦「あさぎり」型（船体の部）	○	○
船-5	護衛艦「こんごう」型（船体の部）	○	○
船-6	護衛艦「あたご」型（船体の部）	○	○
船-7	護衛艦「まや」型（船体の部）	○	○
船-8	護衛艦「ひゅうが」型（船体の部）	—	○
船-9	護衛艦「あぶくま」型（船体の部）	○	○
船-10	多用途支援艦「ひうち」型（船体の部）	○	○
船-11	補給艦「とわだ」型（船体の部）	○	○
船-12	補給艦「ましゅう」型（船体の部）	—	○
船-13	掃海艇「あわじ」型（船体の部）	○	○
船-14	掃海艇「すがしま」型（船体の部）	○	○
船-15	掃海艇「ひらしま」型（船体の部）	○	○
船-16	ミサイル艇「はやぶさ」型（船体の部）	○	○
船-17	佐世保在籍以外の自衛艦（船体の部）	○	○
船-18	支援船、搭載艇（内火艇、作業艇等）（船体の部）	○	○※1
船-19	搭載艇（内火艇、作業艇等）（船体の部）（工作部工事）※定年検査含む		○※2
船-20	護衛艦「もがみ」型（船体の部）	○	○

注：1 対象機器等については、第1項（造船所等特殊工事）、第2項（佐世保地区専門業者工事）及び中央公募による専門業者工事を除く。

2 区分「検査・修理」とは、中間修理及び臨時修理（いずれも、検査を必要とする場合を含む。）をいい、区分※1については、物品修理を含む。

3 区分※1及び※2に該当する造船所については、別途公募する結果を適用する。

4 対象機器等「佐世保在籍以外の自衛艦」とは、「たかなみ」型及び「いずも」型護衛艦、掃海母艦、輸送艦、輸送艇、練習艦、訓練支援艦、海洋観測艦、音響測定艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇を示す。

(2) 機関の部

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドラッグ入きよ	入きよなし
機-1	護衛艦「むらさめ」型 (機関の部)	○	○
機-2	護衛艦「あきづき」型 (機関の部)	○	○
機-3	護衛艦「あさひ」型 (機関の部)	○	○
機-4	護衛艦「あさぎり」型 (機関の部)	○	○
機-5	護衛艦「こんごう」型 (機関の部)	○	○
機-6	護衛艦「あたご」型 (機関の部)	○	○
機-7	護衛艦「まや」型 (機関の部)	○	○
機-8	護衛艦「ひゅうが」型 (機関の部)	—	○
機-9	護衛艦「あぶくま」型 (機関の部)	○	○
機-10	多用途支援艦「ひうち」型 (機関の部)	○	○
機-11	補給艦「とわだ」型 (機関の部)	○	○
機-12	補給艦「ましゅう」型 (機関の部)	—	○
機-13	掃海艇「あわじ」型 (機関の部)	○	○
機-14	掃海艇「すがしま」型 (機関の部)	○	○
機-15	掃海艇「ひらしま」型 (機関の部)	○	○
機-16	ミサイル艇「はやぶさ」型 (機関の部)	○	○
機-17	佐世保在籍以外の自衛艦 (機関の部)	○	○
機-18	支援船、内火艇、作業艇 (機関の部)	○	○※1
機-19	内火艇、作業艇 (機関の部) (工作部工事) ※定年検含む		○※2
機-20	護衛艦「もがみ」型 (機関の部)	○	○

注：1 対象機器等については、第1項 (造船所等特殊工事)、第2項 (佐世保地区専門業者工事) 及び中央公募による専門業者工事を除く。

2 区分「検査・修理」とは、中間修理及び臨時修理 (いずれも、検査を必要とする場合を含む。)

をいい、区分※1については、物品修理を含む。

3 区分※1及び※2に該当する造船所については、別途公募する結果を適用する。

4 対象機器等「佐世保在籍以外の自衛艦」とは、「たかなみ」型及び「いずも」型護衛艦、掃海母艦、輸送艦、輸送艇、練習艦、訓練支援艦、海洋観測艦、音響測定艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇を示す。

(3) 電気の部

番 号	対象機器等	区 分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドック入り	入きよなし
電-1	護衛艦「むらさめ」型（電気の部）	○	○
電-2	護衛艦「あきづき」型（電気の部）	○	○
電-3	護衛艦「あさひ」型（電気の部）	○	○
電-4	護衛艦「あさぎり」型（電気の部）	○	○
電-5	護衛艦「こんごう」型（電気の部）	○	○
電-6	護衛艦「あたご」型（電気の部）	○	○
電-7	護衛艦「まや」型（電気の部）	○	○
電-8	護衛艦「ひゅうが」型（電気の部）	-	○
電-9	護衛艦「あぶくま」型（電気の部）	○	○
電-10	多用途支援艦「ひうち」型（電気の部）	○	○
電-11	補給艦「とわだ」型（電気の部）	○	○
電-12	補給艦「ましゅう」型（電気の部）	-	○
電-13	掃海艇「あわじ」型（電気の部）	○	○
電-14	掃海艇「すがしま」型（電気の部）	○	○
電-15	掃海艇「ひらしま」型（電気の部）	○	○
電-16	ミサイル艇「はやぶさ」型（電気の部）	○	○
電-17	佐世保在籍以外の自衛艦（電気の部）	○	○
電-18	支援船、内火艇、作業艇（電気の部）	○	○※1
電-19	内火艇、作業艇（電気の部）（工作部工事）※定年検査含む		○※2
電-20	護衛艦「もがみ」型（電気の部）	○	○

注：1 対象機器等については、第1項（造船所等特殊工事）、第2項（佐世保地区専門業者工事）及び中央公募による専門業者工事を除く。

2 区分「検査・修理」とは、中間修理及び臨時修理（いずれも、検査を必要とする場合を含む。）をいい、区分※1については、物品修理を含む。

3 区分※1及び※2に該当する造船所については、別途公募する結果を適用する。

4 対象機器等「佐世保在籍以外の自衛艦」とは、「たかなみ」型及び「いずも」型護衛艦、掃海母艦、輸送艦、輸送艇、練習艦、訓練支援艦、海洋観測艦、音響測定艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇を示す。

(記入例)

令和〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長〇〇〇〇 印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号(日付)
佐監公示第〇号(令和〇年〇〇月〇〇日)

調達予定品目

1 造船所工事

番号	対象機器等	区分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドック入きよ	入きよなし
H-2	船底付座管(護衛艦)	○	○
H-4	重量物支持部(護衛艦)	○	○

応募する機器のみ
を記載する。

3 (3) 電気の一部

番号	対象機器等	区分	
		検査・修理	
		佐世保第2 ドック入きよ	入きよなし
電-3	護衛艦「あさひ」型(電気の一部)	○	○
電-5	護衛艦「こんごう」型(電気の一部)	○	○

応募する区分の
みに○を付す。

- 添付書類: 1 資格審査結果通知書(写し)
2 決算報告書(写し)
3 誓約書
4 技術資料(佐監公示第〇号(〇〇. 〇〇. 〇〇)の提出時から今回までの間、変更等がないため、提出を省略します。)

※参加表明書、技術資料 各2部提出
資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各1部提出